

吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針(骨子案)に対する提出意見と市の考え方について

1 意見提出期間 令和6年(2024年)10月4日(金曜日)～令和6年(2024年)11月5日(火曜日)

2 提出意見数 259件(118通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
1	条例	条例の趣旨の普及	条例が制定された事の市民へのアピールが少なく、知らない人が沢山いる。	吹田市手話言語等促進条例(以下、「条例」という。)の施行を受けて、市報及び市公式ウェブサイトの他、複数回の動画配信、庁内デジタルサイネージでの周知を行っています。また、カラー刷りパンフレットは約1,000部を作成し、市内の小・中学校や大学等へ配付しました。ポスターは公共施設への掲示の他、令和6年4月から6月には阪急電車にも掲示を行っております。引き続き様々な機会を捉えて条例の趣旨について周知を図ってまいります。
2	条例	条例への関わり	様々な考えや立場の方々を受け入れた手話言語条例であって欲しいです。手話関係の施策への関与が特定の方々に限られているのを取り除いて頂ければ、より良い手話に対する理解が深まり、市民の皆さんがよりサポートしやすくなると思います。	手話の理解と普及においては、あいさつ程度の簡単な手話を身に付けることを到達点としており、多くの方に受け入れていただけるよう進めてまいります。
3	条例	障害者差別解消法の推進	骨子案に加えて障害者差別解消法の推進も入れて欲しい。	障害者差別解消法の理念も十分踏まえ、障がいの有無に関わらず、全ての人が情報の取得やコミュニケーションにおいて困ることがないように、施策を推進してまいります。
4	推進方針1	手話の普及	通りすがりに手話で”こんにちは”ってできるくらい、聞こえない人も聞こえる人にも身近な存在になってほしいです。	あいさつ程度の簡単な手話として、市職員の誰もが「こんにちは」「ありがとう」「よろしくお願いします」の少なくとも三つの手話を身に付けるよう、手話の普及に努めてまいります。
5	推進方針1	市議会	市議会議員に手話を覚えてほしい。	市議会議員に対しても職員と同様に手話の普及・啓発を進めてまいります。
6	推進方針1	職員手話研修	市職員への手話研修をしてほしい。【10件】 <主な個別意見> ・市職員向けの手話の啓発や研修を継続してほしい。 ・市職員に手話言語を認識してもらいたい。 ・聴覚障がい者の方を招いての話を聴く研修、そして具体的に手話研修等のステップを踏んでいただきたい。 ・聞こえに対する理解、対応のスキルを身につける実践的な研修や意識改革を行う必要がある。	手話が言語のひとつであることの理解を広め、手話の普及を促進するため、職員向けの手話研修を継続して実施いたします。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
7	推進方針1	難聴者、中途失調者、加齢性難聴の方への手話の普及	手話を必要としている人は、ろう者だけではない。難聴者、中途失聴者、老人難聴の人々にも対象とした手話を広めていく事を考えて欲しい。それはまた、別だと言う考え方なら要約筆記の制度も同時に進めてほしい。	手話の習得を必要としている様々な方に幅広くその機会の確保や啓発に努めるとともに、手話と同様、大切なコミュニケーション手段である要約筆記に係る奉仕員養成講座や派遣事業についても一層充実してまいりたいと考えております。
8	推進方針1	難聴児への支援	難聴児に対して、親のサポートも含めて乳幼児期から早期教育が受けられる施設を設ける。	こども発達支援センターでは通園療育や親子教室に通う難聴児に対して保育の中でジェスチャーやマカトンサイン、手話などの視覚的なコミュニケーション手段を用いた支援を行っています。また、言葉の育ちに関する保護者への相談や言語聴覚士による訓練を実施しています。医療機関と連携しながら必要な支援を行っています。
9	推進方針1	手話の正しい知識の周知	手話を「日本語とは異なる文法体系をもった言語」としての正しい知識の理解を広げるようにしてください。実際のところ日本語の文法に沿った手話(日本語対応手話)を広めており、却ってろう者を疎外する流れになっています。	手話言語は、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であるという認識のもと、手話講習会等を通じて理解促進に努めてまいります。
10	推進方針1	イベント	手話への理解の促進や普及に関するイベントを実施してほしい。【15件】 ＜主な個別意見＞ ・手話マルシェを実現してほしい。 ・9月23日の手話言語の国際デー(あるいは手話言語の週間)にイベントやブルーライトアップを市として行ってほしい。 ・市民や、手話サークル、大学の手話サークル、中学校・高校の手話クラブ、小中学校からも出やすいようなイベントを行ってほしい。 ・条例をアピールするイベントがあるとよい。 ・毎月1回でもいいので、手話カフェを募集してほしい。	イベントは手話の普及・啓発に有効な方法であると認識しており、条例制定後、「すいたフェスタ」や「すいたCOCOROフェス」、「ガンバSDGsマッチ」など、市主催に限らず、さまざまな各種イベントにおいてブースやステージなどで手話の啓発等を行っています。今後も他市の事例などを参考により効果的なイベントの開催を検討してまいります。
11	推進方針1	広報	市報すいた等での啓発をしてほしい。【22件】 ＜主な個別意見＞ ・市報すいたで毎月手話単語を載せるのはどうか。 ・手話言語の国際デーのブルーライトアップを市報に掲載してほしい。 ・市のLINEやYouTubeで手話に関する情報を発信してほしい。 ・吹ちゅーぶに手話コーナーを作してほしい。 ・市民課の前にあるテレビで流れている動画で紹介している手話の単語を増やしてほしい。	手話言語の国際デーに当たる9月23日のブルーライトアップは、市公式ウェブサイトにて、昨年度の画像とともに広報しております。また、吹田市動画配信チャンネル(YouTube)では、令和6年2月から「すいたん手話トライ」と題した動画配信を行っています。引き続きこれらの取組を進めるとともに、市報やSNS等をもっと活用した啓発について、今後検討してまいります。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
12	推進方針1	ポスター・パンフレットなど	ポスターの掲示やパンフレットの配布をしてほしい。【13件】 ＜主な個別意見＞ ・常に目につくようなところに手話関連のポスターを貼るなどしてほしい。 ・手話をポスターにして、市役所や公共施設に貼ってほしい。また、鉄道駅舎やお店等にも無料配布してはどうか。 ・手話言語等促進条例関係の市民向けパンフレットを作成し、配布してほしい。 ・手話コミュニケーションのパンフレットを作成し、市民病院に啓発してほしい。	令和6年4月から6月にSDGsトレイン(阪急電車)で車内掲示しました、条例の施行をイラストで周知したポスターにつきましては、市役所内及び市内6か所の障がい者相談支援センターにおいて貼付しています。条例の施行を周知するカラー刷りパンフレット約1,000部作成し、市内の小・中学校や大学等の他、関係機関等に配付しております。引き続きポスターやパンフレットを用いた周知・啓発に取り組んでまいります。
13	推進方針1	学校	小・中学校で手話に接する機会を増やしてほしい。【16件】 ＜主な個別意見＞ ・「学校や未就学施設における子どもが手話に接する機会の提供」はまだ一部実施です。ぜひ全部の小・中学校で実施してください。 ・小学生、中学生に対して、授業で手話の技術を教えてほしい。 ・小学生が漢字や言葉を覚えると同時に「あ」「い」・・・と手話をみんなが覚えられる授業をやってほしいです。 ・施策推進方針に「手話や点字に関する分かりやすい教材を作成する」を加える	授業の取り扱いや学習内容等に関わる教育課程の編成権を有する各学校に対して手話に関する情報提供等の支援を行うことで、児童生徒の手話に対する理解を深められるよう努めてまいります。
14	推進方針1	学校(教員)	学校では、手話について学習する機会が少しあると思うが、教員の知識不足、理解不足、不適切な言動が、児童・生徒に与える影響は大きい。教職員に対する研修、特に当事者の方の話を聴くことや実践的な研修などが必要。ただし、行うかどうか各学校に任せるのではなく、市が計画を立てて行う、または学校の計画や意見を支援するなど、現場の教職員の支援を十分することが児童・生徒に良い影響を与えることになる。	採用3年目、4年目の教員を対象にした研修の中で難聴児の理解や手話に関する内容を扱っており、当該条例の主旨をふまえて、手話について教職員が学習する機会となる研修について引き続き研究してまいります。
15	推進方針1	学校及び未就学児施設	学校や未就学施設における子どもが手話に接する機会の提供とあるが、子どもだけでなく教員にも聴覚障害児への理解と配慮を求めたい。現状では不十分です。	手話研修に参加して継続的なスキルの習得を目指しています。簡単な手話や聴覚障がいの子どもの気持ちの出し方や伝え方を学び、日常の保育に取り入れて理解や配慮に努めてまいります。(保育) 教職員に対しても手話言語等に関する情報を提供するとともに、研修等を通して、聴覚障害児への理解や配慮を深められるよう努めてまいります。(学校)
16	推進方針1	学校及び未就学児施設	手話への理解の推進及び普及について、保育幼稚園室及び学校教育室の積極的な課題解決姿勢の可視化を。	手話のスキルの定着、啓発方法や情報共有の時間の確保が課題と考えております。動画研修などを活用して定期的に学び、推進・普及に努めてまいります。(保育) 手話への理解を深めるための文書等を配布するなど、具体的な取組を検討してまいります。(学校)

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
17	推進方針1	手話の学習 機会の提供	手話を学ぶ機会を増やしてほしい。【12件】 ＜主な個別意見＞ ・公民館やコミュニティセンターで手話教室や手話サロンを開いてほしい。 ・初心者や子どもが気軽に手話に触れられる場所がほしい(手話カフェ、手話ゲームイベント等)。	手話講座につきましては、入門コースと会話コースをそれぞれ昼の部・夜の部で開催しております。近年、定員を大幅に超える応募があったことから、定員や受講場所の拡充等を検討しているところです。また、手話に触れる機会として、手話サロン等の情報収集や紹介を行いたいと考えており、推進方針に基づき今後進めてまいります。その他、初心者や子どもが気軽に手話に触れる機会を増やせるよう、検討を進めてまいります。
18	推進方針1	居場所	手話交流できる場所をつくってほしい。【2件】	手話に触れる機会として、手話サロン等の情報収集や紹介を行いたいと考えており、推進方針に基づき今後進めてまいります。
19	推進方針1	学校及び未 就学児施設	幼稚園・小学校での手話うたや手話学習を進めてください。	手話の歌を取り入れている園は多くあり、今後もその取組を継続してまいります。また保育の中で手話に触れる機会も作ってまいります。(保育) 各学校に対して手話に関する情報を提供する等の支援を行うことで児童の手話に対する理解を深められるよう努めてまいります。(学校)
20	推進方針1	学校及び未 就学児施設	小学校や保育園で手話を学ぶ機会を増やすことについて【2件】 ＜主な意見＞ ・小学校や園で、子どもたちがもっと手話や聞こえない人と身近に関われる機会があるといい。 ・社会福祉協議会が行っている福祉教育を学校に周知してほしい。	子どもたちにとって手話が身近なものとなるよう、手話ができる方に園にきていただく等、交流できる場を検討してまいります。(保育) 各学校に対して手話に関する情報を提供する等の支援を行うことで児童の手話に対する理解を深められるよう努めてまいります。(学校)
21	推進方針1	学校及び未 就学児施設	吹田市全体でどここの保育園、小学校、中学校、高校でも手話に触れる機会を作る工夫をして欲しいと思います。	指文字の表を保育室に掲示したり、手話の歌を計画的に取り入れたりして手話がより身近なものとなるような環境づくりをしてまいります。職員も挨拶や自分の名前を手話で表現するなど、継続できることを増やしてまいります。(保育) 現在も、難聴学級設置校の取組として手話で発表したり、歌を歌ったりするなどの学習に取り組んでおります。今後も、それらの取組を他校に紹介することで、児童・生徒及び教職員が手話等に触れる機会を増やせるよう支援してまいります。(学校)
22	推進方針1	学校(セン ター校)	難聴学級センター校として積み重ねてきた貴重な実践を全小中学校でさらに広く深く活用し、教育委員会が責任をもって、すべての学校での手話学習を計画してください。【2件】	現在、市内の難聴学級の担当教員を対象に、小・中難聴学級合同研修会を実施し、難聴学級のセンター校が中心となり、ロジャーマイクの使い方や聴覚障がい児に対する支援方法などについての研修を行っております。また、採用3年目、4年目の教員を対象にした研修の中でも、難聴児の理解や手話に関する内容を扱っております。 今後とも、難聴学級のセンター校と連携し、市内全小中学校の児童・生徒及び教職員が手話等に親しむ機会を増やせるよう支援してまいります。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
23	推進方針1	一	聴覚障害者の方々と楽しく活動したいのに通訳できる人がいなくて、いっしょに活動しづらい。もっと自由な人間同士のつきあいが出来たら良いと思います。ぜひ、不自由のない生活ができる吹田にして欲しい。	聴覚障がい者との活動に支障を来さないよう、引き続き手話の普及・啓発並びに手話ボランティアの養成等に努めてまいります。
24	推進方針2	一	推進方針2に挙げている取り組みの中で今後検討となっている項目を7年度中には実施すること。	推進方針の「主な取組」において「今後検討」となっております取組につきましては、令和8年度までの3年間で計画的に取り組んでまいります。
25	推進方針2	コミュニケーション手段	様々な障がい特性に応じたコミュニケーション手段の選択肢を広げてほしい。【22件】 <主な個別意見> ・手話や文字で伝えることを意識してほしい。 ・市からの通知文等で、電話やFAXだけでなくメールアドレスの連絡先を明記してほしい。 ・コミュニケーション手段の選択肢として、マカトン法を加えるのはどうか。 ・視覚支援、聴覚支援が今後も具体化され、幅広く街中で活用されることを期待します。 ・要約筆記を知らない人にもっと知ってもらえるよう市が考えてほしい。 ・聴こえない人にとって、情報保障がされないことによる情報格差は生きる権利の格差につながることを理解してほしい。 ・公共施設受付にコミュニケーションボードや筆談ボードの配備など市全体で取り組んでいることをアピールしてほしい。 ・音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術を導入し活用してください。	推進方針2に基づき、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるまちをめざして取組を進めてまいります。
26	推進方針2	一	聴覚障がい者が、健常者と同じように情報が入る環境が吹田市にはあるように願いたい。(ろう者だけでなく高齢で耳が聞こえなくなる人も増えるはず)	聴覚障がい者が情報取得で困らないよう、様々なコミュニケーション手段の整備を進めてまいります。
27	推進方針2	合理的配慮	電車の中で車内放送や駅員の対応について【3件】 <主な個別意見> ・事故などで電車が止まった時、音声のみで文字での説明が遅い。迅速な対応をしてほしい。 ・車内放送がわからないので通訳者がいてほしい。 ・駅員不在の駅が増えています。遠隔操作のやりとりができない。又、スマホ操作の方法ができない。	事業者に対しても、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を整備するよう啓発に努めてまいります。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
28	推進方針2	防災訓練	1月に行われる一斉防災訓練では、障がい者に対する配慮が全くないので考えてほしい。市はどのくらいかわっているのでしょうか。各自治会まかせなののでしょうか。	毎年1月の一斉合同防災訓練については、市主催で連合自治会と連携して実施しているものです。 市として実施している主な訓練内容は、地域の災害対策本部と市の情報収集・伝達訓練や訓練放送の実施等ですが、各自・各家庭での防災グッズの確認や、地域での避難訓練・安否確認等についても実施するよう呼びかけを行っています。 なお、一斉合同防災訓練の機会に合わせて自治会主体での訓練が独自で実施されることもあります。
29	推進方針2	防災訓練	アイ・ドラゴンを設置してほしい【2件】	平常時だけでなく災害時も聴覚障がい者の情報取得に活用できるよう、公共施設での設置を検討してまいります。
30	推進方針2	避難所	災害時における避難所などでの情報保障について【4件】 <主な個別意見> ・災害時に避難所などで情報コミュニケーションが保障されるように手話ボランティアを設置してほしい。 ・避難所の避難グッズの中に必ず筆談ボード、指文字のイラストなどいろいろな情報保障のための用具も必須として備えてほしい。 ・災害時に避難所などで放送案内が聞こえない。	避難所において配慮が必要な方の支援を適切に行うためには、避難所運営スタッフが避難所に来られた方々の状況を正しく把握できる環境が重要となることから、避難所運営マニュアル作成指針において、「避難者カード」を活用して避難者一人ひとりの状況把握を行うこととしています。
31	推進方針2	医療機関等への手話通訳の設置	医療機関や公共施設。相談支援センターなどに手話通訳者を配置してほしい。【10件】 <主な個別意見> ・病院には手話通訳士を設置してほしい。 ・施策推進方針に「生存権にかかわる病院受診等において合理的配慮として手話通訳を保障する」を加える。 ・期日前投票に手話通訳者が欲しい。	聴覚障がい者が受診する場合等、当事者の派遣依頼に基いて手話通訳者が医療機関に同行しています。期日前投票では、選挙管理委員会からの依頼があれば、本庁に限り手話通訳者の派遣を行っています。
32	推進方針2	急病の際の手話通訳	聴覚障がい者が急な病気やケガにあったとき通訳がなく困っている。【8件】 <主な個別意見> ・聴覚障がい者急な病気やケガにあったとき通訳がなく困っているということをききます。どこでもどんなときでも手話が通じる社会を目指してください。 ・急病や急なケガの時に、病院に行くのに手話通訳がつかないので普通につけられるようにしてほしい。	手話通訳者の派遣は、原則として事前の依頼に基づき参集時間や場所を決めて行っていますが、開庁時における聴覚障がい者の急病やケガについても、消防本部の要請により適宜、手話通訳者を派遣しています。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
33	推進方針2	講演会等での情報保障	講演会等での情報保障について【5件】 ＜主な個別意見＞ ・市が企画する講演会等に必ず手話通訳がつくようにしてほしい。 ・集会等で手話通訳をつけるように主催者に勧めてほしい。	市が主催する講演会については、基本的には、講演会等を企画・運営する担当室課が手話通訳者の要否を判断し、必要に応じて手配することとしています。 今後、チェックリストの作成等により、統一的な対応ができるよう検討してまいります。 また、事業者に対しても、合理的配慮の提供を適切に行っていただけるよう周知してまいります。
34	推進方針2	—	各課に申し込み用紙、イベントの案内ピラ等に必ず「手話通訳あり」記載してほしい。 聴覚障害者が積極的参加しやすくなる。	手話通訳を配置しているイベントの案内には、必ず通訳ありの記載をするよう周知を図ってまいります。
35	推進方針2	—	生活のあらゆる場面で事前に通訳の予約をしなくても、だれでもどこでも情報が得られ自分のやりたいことができるようにしてほしい。	多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるよう取組を進めてまいります。
36	推進方針2	通訳派遣	手話通訳派遣の範囲を広げてほしい。【20件】 ＜主な個別意見＞ ・飲み会や同窓会などにも手話通訳派遣ができるようにしてほしい。 ・資格を取るための専門的な勉強をするために手話通訳を受けられるようにしてほしい。 ・趣味等の文化活動にも手話通訳の派遣を認めてほしい。 ・災害時の避難所などに手話の出来る通訳者を配置できるよう手話通訳派遣制度を拡充してほしい。 ・手話通訳の人を増やして依頼できる範囲を広げてほしい。	手話通訳者の派遣は現在、社会的用務などに限って行っており、趣味や文化活動等については派遣を行っておりません。手話通訳者の人数にも限りがあることから、現行ではこのような運用としておりますが、現行の手話講習会（入門/会話コース）とは別にさらにスキルアップを目指すための講座を新たに創設する等で、より専門性の高い手話通訳者の養成に取り組むとともに、手話通訳者の体制強化を図ってまいります。 また、災害時における避難所などへの手話通訳派遣については、聴覚障がい者の情報保障の観点からも必要であり、関係部署と連携の上、取り組んでまいります。
37	推進方針2	通訳派遣	手話通訳を依頼しやすいように情宣する。申し込みは〇〇へ 費用は1時間につき△△円 など	手話通訳派遣制度につきましては、市ホームページや手続きに来られた転入者の方へ窓口でご案内しております。今後も引き続き周知に努めてまいります。
38	推進方針2	手話通訳の育成	手話通訳を頼んだ時派遣が可能なケースと不可能なケースがあります。地域参加をより可能にするためにも、手話通訳者を増やして欲しいです。そのためにもぜひ吹田独自の手話通訳育成及び登録制度を実現してください。（具体的には全国手話統一試験合格者など）	手話通訳者の増員については、これまで以上に幅広く派遣依頼への対応が可能となるよう体制強化を図る必要があると考えています。
39	推進方針2	手話通訳の育成	吹田市独自の手話通訳者派遣制度を確立してください。その際の手話通訳技術の基準は全国手話通訳者統一試験を合格した者としてください。そのためには吹田市として、社会福祉法人 全国手話研修センターの全国手話通訳通訳者統一試験を導入してください。	現時点では、市が派遣する手話通訳者全てを（福）全国手話研修センターの統一試験合格者とするのは困難であり、当該試験の導入も今のところ想定していません。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
40	推進方針2	手話通訳者の派遣窓口	派遣の窓口を全て「障がい福祉室」に統一してください。各室課で派遣の可否を決定しており、手話について熟知していない人が判断するので対応がばらばらです。その都度説明するのでろう者の負担が大きいです。	基本的には、会議やイベント等を所管する室課が必要に応じて手話通訳者を手配することとしています。手話通訳を含む合理的配慮が適切になされるよう、庁内でのさらなる周知を図ってまいります。
41	推進方針2	手話通訳者・要約筆記者団体の派遣	手話通訳者や要約筆記者の団体を派遣できるようにしてほしい。【2件】	市が独自に手話通訳者や要約筆記者の団体を創設したり、派遣することは考えておりません。
42	推進方針2	手話通訳者登録制度	手話通訳者登録制度の創設について【6件】 ＜主な個別意見＞ ・手話通訳登録制度を創設してほしい。 ・ボランティア奉仕活動補助金制度を廃止して、手話通訳登録者を派遣する制度に切り替えてほしい。 ・条例第8条(3)手話通訳者を育成するための具体策として、「吹田市登録手話通訳者制度を設ける」を加える。	手話通訳者登録制度の創設については、手話通訳者の確保を含めた体制面の整備等の解消すべき課題もあり現時点では困難ですが、今後は他市の事例等も参考にしてまいります。
43	推進方針2	一	市窓口での筆談ボードの配備、市窓口にイラスト等を指さしするコミュニケーション支援ボードの設置、音声を文字化するなどのデジタル技術の活用は障がい者だけでなく、高齢者や外国の方々のコミュニケーション支援にも利用できるはず。まず市役所で取り組むことで役所に来られる市民に「スムーズに意思疎通できるまち」という啓発にもなる。そして、市役所の取り組みを他の公共施設に広げてほしい。	障がい者だけではなく、すべての方が情報の取得やコミュニケーションに困らないよう、市の窓口に多様なコミュニケーション手段を用意し、また用意していることの周知を図ってまいります。
44	推進方針2	市民病院	吹田市民病院や市内の大きな医療機関に手話通訳者を配置してほしい。【33件】 ＜主な個別意見＞ ・市民病院を安心して受診できるように市が市民病院に働きかけてほしい。 ・市民病院の受付に手話通訳ができる人を配置してほしい。 ・市民病院に常勤で専任の手話通訳士を複数名配置してください。	市立吹田市民病院では、お申し出により手話での対応ができるよう、受付に手話のできるスタッフを1名常勤配置しております。また、筆談等のコミュニケーションにより、聴覚障がい者の方にも安心して受診いただけるよう努めているとお聞きしております。同病院は地方独立行政法人であり、その運営に関しては同病院が主体となるものですが、聴覚障がい者の方を含め、全ての患者様に安心して受診していただけるよう引き続き連携してまいります。
45	推進方針2	市民病院	市民病院の受付や各地の医療従事者に聴覚障害者への対応の仕方について研修してほしい。（手話ができなくても構いません、せめてマスクを外して口の形を見せるとか文字で書きましょうか？とかどのように工夫したらよいかを知っておいただけだけでも格段にコミュニケーションの質が高まります）	同病院では、障がいをお持ちの方を含む全ての患者様に対する接遇マニュアルを整備し、全職員対象の研修を年1回実施しているとお聞きしております。引き続き、必要に応じて挨拶等の基本的な手話や、筆談によるコミュニケーション等の柔軟な対応を行うことで、全ての患者様に安心して受診いただけるよう、同病院に伝えてまいります。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
46	推進方針3	手話講習会	専門性の高い手話講習会を実施してほしい。【4件】 ＜主な個別意見＞ ・手話講習会の入門コースと会話コースを修了した後、もう少し勉強を深めたい人向けの講習を実施してほしい。 ・手話をマスターしている人が生活のあちこちみられ、手話が身近なものとなるよう、計画的、系統的に手話講座を実施してほしい。	現行の手話講習会（入門/会話コース）とは別にさらにスキルアップを目指すための講座を新たに創設する等、より専門性の高い手話通訳者の養成に向けて取り組んでまいります。また、若い方を中心に将来の担い手づくりのため、様々な機会を捉え、手話がより身近なものとなるよう働き掛けてまいります。
47	推進方針3	手話講習会	手話講習会の開催にあたって、募集人数が超えると受講できない人が出てくると聞いた。 希望者が学習できる十分な環境、指導者の育成、手話サークル会員への支援、受講生を支え修了後も継続できる環境が必要。	手話講習会の入門コースについては、会場の定員制限により全ての応募者が受講できない状況が続いています。そのため、次年度以降は定員40人をさらに拡充し、学習機会の確保・充実を図ってまいります。また、講習会修了者が引き続き手話を通じて活動できる環境等についても整備に努めてまいります。
48	推進方針3	一	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修を実施中となっていますが、専門性の高い養成研修とは、大阪府が実施している手話通訳養成講座を示すものではないでしょうか。 各市町村の実施している手話講習会（入門、会話）は、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修にはあたらないと思います。	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修については、広域的な対応が必要な事業として、大阪府及び府内の政令・中核市が共同で実施しております。本市も中核市に移行した令和2年度以降は、この事業に参画しています。なお、手話講習会（入門/会話コース）は、市町村の必須事業で手話奉仕員養成研修という位置付けで行っているものであり、前記の研修とは異なります。
49	推進方針3	一	吹田市で手話通訳者全国統一試験を実施してほしい。	（福）全国手話研修センターが毎年、手話検定試験を実施していますが、現時点において本市での実施は考えておりません。
50	推進方針3	一	手話通訳者の養成の仕組みを考えて実施してほしい（試験対策講座など）	現行の手話講習会（入門/会話コース）とは別にさらにスキルアップを目指すための講座を新たに創設する等、より専門性の高い手話通訳者の養成に向けて取り組んでまいります。
51	推進方針3	一	主な課題として・病院を受診する際など、専門性の高いコミュニケーション支援者が十分に確保されていないと現状を把握しているのに「手話通訳者が配置されている医療機関リスト等の提供」では困る。	医療機関リストの提供につきましては、早期に実現可能な取組の一つとして挙げております。医療機関への手話通訳者の配置が進むよう、関係機関への働きかけを進めるとともに、より専門性の高いコミュニケーション支援者の育成なども進めてまいります。
52	進捗管理	一	条例に基づく施策を計画的に進めてほしい。【4件】 ＜主な個別意見＞ ・速やかな具体的施策の推進をお願いします。 ・「障がい者が必要に応じて、専門的なコミュニケーション支援を受けられるまちにします」を早く実現してください。	施策推進方針に基づき、計画的に取組を進めていくとともに、庁内の全室課に取組の進捗状況を確認してまいります。
53	進捗管理	一	施策推進方針・骨子案の第5推進体制で、1, 進捗状況の確認に「年1回照会を行い、確認していく。」とありますが、一度取組を決めたとしてそれが充分でない場合、改定されるのが一年後というのは、一年間困ったり苦しんだりした状態のままということになります。それでは辛すぎます。年に2回3回など改めて頂きたいです。	年1回進捗状況を確認するだけではなく、庁外作業部会と障がい者施策推進専門分科会において、障がい当事者のご意見をお聞きし、取組についての課題を把握し、随時改善に努めてまいります。

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
54	その他	合理的配慮	令和6年度より合理的配慮が行政だけでなく民間企業でも義務になったことを周知徹底する。	市ホームページでの掲載をはじめ、障がい者週間記念事業等のイベントにおいてリーフレットを配布する等、引き続き周知徹底に努めてまいります。
55	その他		市の企業が条例設立をきっかけに合理的配慮につながるようなサポート制度を行ってほしい。	サポート制度については、他市の事例を参照し、必要に応じて関係機関と連携しながら検証を進めてまいります。
56	その他		市の施設すべてに合理的配慮の提供をしていることが分かるステッカーを通りすがりにみてもわかるような位置に設置する必要があると思う。	ステッカーの有無に関わらず、市の施設においては、適切に合理的配慮の提供を行ってまいります。
57	その他		民間の企業、お店、飲食店などにも合理的配慮の提供を実施するよう広報や支援を明記してください。	市ホームページでの掲載をはじめ、障がい者週間記念事業等のイベントにおいてリーフレットを配布する等、引き続き周知徹底に努めてまいります。実施可能な支援がありましたら、順次市公式ウェブサイト等に掲載を行ってまいります。
58	その他	一	骨子案の「手話版」を作ってください。日本語の読み書きができない、もしくは苦手な方々がいます。「手話」の方がスムーズに意思伝達できる方々がいます。	日本語の読み書きが苦手な方々に向けては、ルビあり版と、音声読み上げが可能なテキスト版の骨子案をご用意しております。今後、方針の策定に向けては、やさしい日本語版の作成など、より分かりやすいものを作成してまいります。
59	その他	一	その他、施策推進に当たっての提案など【6件】	いただいたご意見も参考にしながら、取組を進めてまいります。